



諫早湾干拓の現在から見た環境倫理的課題 : 焼き力 キの食風景から

松田, 毅

(Citation)

倫理創成講座ニューズレター, 1:11-15

(Issue Date)

2003-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81001701>





諫早湾干拓の現在から見た環境倫理的課題－焼きカキの食風景から－

松田 毅（哲学）－「環境倫理論」担当

1. カキをめぐる干潟のタイムラグ

十二月初頭の日、一九九五年三月以来、七年半ぶりに私は長崎県諫早市を訪れることができた。そこで失われた干潟の現在の風景を基に環境倫理の現在の課題を考えてみたい。筆者は、九七年三月末まで勤務していた九州芸術工科大学で「環境倫理」の授業を受け持っていたが、当時、九州では、

諫早だけでなく、多くの場所で「湿地」の公共工事の是非が問題となっていた^{*1}。潮受け堤防の締め切り工事が行われたのは、九七年の四月のことである。その光景が今も記憶に残る方もあるかと思う。その後の経緯も、そのショッキングな映像や大規模公共工事への財政支出見直しの機運と連動させて、マスコミが競って取り上げたこともあり、比較的よく知られているのではないだろうか。最近では、有明海特産のタイラギの壊滅的被害や養殖ノリの色落ちによる漁民の経済的打撃を救済する目的で「有明海及び八代海を再生するための特別措置法」^{*2}が成立し、干拓工事自体の見直しが行政サイドからも行われた。一旦、スタートした事業をどのように評価し、失われた環境の復元も含め、どのような代替案を構想するか、そのルール作りの方法論の検討は、それが法を含む価値・規範に関わる以上、すぐれて環境倫理的な課題である。そして日本の現状では、「まだあるもの」の保全と同時に「失われたもの」の復元も視野に入れた環境倫理が求められていると考えられる。

堅い書き出しになってしまったが、私が今回、諫早で出会った人間味のある情景から考えてみよう。それは焼きカキの話である。初めて干潟を訪れたとき、黒々とした「ガタ」（干潟を作る栄養分に富んだ分厚い粘土層）に生命の存在を示す小さな穴がポツポツといっぱい空いた干潟やまだ鉄条網の張り巡らされていなかった潮受け堤防の周辺一帯を案内してもらった後、故山下弘文さん^{*3}や富永健司^{*4}さんとともに、食べたのがこの焼きカキである。私はそういう食べ方をしたことがなかったので、驚いたが、当時、海岸沿いには、道路沿いのすぐ下の干潟から直にカキを取ってきて、それをホースでの水洗いの後、露天でたき火をし、その周りにドラム缶をおいて、そのまま食べさせる店が何軒もあった。小ぶりではあるが、身がしまり、香ばしい味がする。私は本当はカキが苦手なのだが、それはお世辞抜きで美味しく、まさにエコツアー的風味だった。現地に来るまで、私はそのことは忘れていたが、今回も、せっかくだから、昼食は焼きカキをということになった。ところが、その日が日曜日だ

*1 日本の湿地の状況については『ラムサール条約と日本の湿地』日本湿地ネットワーク編集1993年及び『ウエットランド』WWFネイチャーシリーズ1995年を参考にした。

*2 市民ネットワークの時津良治氏にこの間の衆参両院の農林水産委員会参考人質疑の存在を教えて頂いた。これは両院のWebサイトでその議事録をダウンロードできる。

*3 一昨年に急逝した山下弘文には『諫早湾ムツゴロウ騒動記』南方新社1998年などの著作、また自伝として『諫早に死す』南方新社2001年がある。山下は平成の南方熊楠という趣の人である。熊楠については松田毅「環境倫理の基礎づけ—現代の論争と南方熊楠の「森の思想」」1997年『上廣倫理財団報告論文集第7回』を参照されたい。

*4 富永氏には諫早出身の伊藤静雄の次の詩を彷彿とさせる干潟の写真集がある。「夢みつつ誘われつつ 如何にしばしば少年等は 各自の小さい滑板にのり 彼の島を目指して滑り行っただろう ああ わが祖父の物語! 泥海ふかく溺れた児らは 透明に 透明に 無数なしゃっばに化身したと」（註、「しゃっば」は泥海に穴を掘ってすむ小さな蝦）

ったこともあり、たき火の煙が外に逃げるように葦簀で囲まれた小屋の外で三〇分くらい待たなくてはならないほど店は大繁盛である。家族連れはもちろん、大学生のグループや黒い皮ジャンを着たナナハンのオートバイのツーリングの中年男達までもが火を取り囲んで犇めいている。しかし諫早湾にはカキはもういない。そこで長崎の九十九島あたりの養殖ものを運ぶのだという。私たちは、十一人のグループだったが、ポリバケツ二杯で、あわせて六千円ほどの値段である。以前は、コンテナ一杯が五百円だったそうである。案内して下さった時津さんは、だいたい遠方からの訪問者をいつもこの店に連れて来られるとのことで、その一角には、時津さんが撮影した哲学者の梅原猛氏^{*5}や歌手の加藤登紀子さんの記念写真が飾ってあった。

2. 復元の環境倫理へー規範としての「環境的公正」と「持続可能な開発」

このカキをめぐるささいな食風景は、環境と人間を考える上で、意外に示唆に富むのではないだろうか。つまり、工事が、数年間のうちに黒いガタと赤いシチメンソウやシギや千鳥の群れの飛び交う干潟を葦とセイタカアワダチソウの広大な荒野へと一変させたようには、実は人々の嗜好は、容易に変わらず、いまだに「冬の諫早の味」を追い求め続けるもののようなのである。味覚はおそらく長い年月をかけて培われた文化を含む「風土」の一部なのだろう。風土は、その足場が失われたに等しいにもかかわらず、このような味覚—正確にはそれはあの味を知る人々の集合的記憶のようなものかもしれないが、—にその痕跡を残している。もちろん、養殖ものの焼きカキのこの繁盛は、工事に起因する環境激変の一つの皮肉な現象に過ぎず、現在、その激変は、さらに漁民の生活を脅かし、有明海のノリ生産者に打撃を与えるに至り、水産業の基盤すら破壊しかねない。この危機的事態が、事業の調査・見直しを求めることによりやうく十分な理由を与え、政府与党を動かし、すでに述べた法の制定を迫ったのである。

環境倫理学の課題は、この時点で、諫早湾の干拓工事のように、すでに進んでしまった大規模公共事業—それは人間の営みがそこに基盤をもつ環境に「取り返しのつかない」変化を与えうる「公に正当化された行為」である—をどう評価し、意思決定を下すか、その規範的問題を明確にすることにある。代替案の構想^{*6}も含め、そこに固有の貢献の可能性と責任がある。しかし、このようなタイプの決定問題に、利害に関与しない者として無関心を表明する以外の仕方、中立を守ることは、実際には不可能であるので、かりに私個人の立場が、理想的には干潟の「完全な復元」というひとつの極に

*5梅原猛は自身「ムツゴロウ」という狂言を書いたが、山下の死を悼み、上記註3の山下の自伝に序文を寄せている。

*6 締め切り直後の時点での代替案の例は、『諫早干潟の再生と賢明な利用～国営諫早湾干拓事業の問題と代替案の提案～』諫早干潟救済本部1998年3月に提起されている。

あるとしてもよいだろう（お隣、韓国には工事を中止して、元に戻したという例もある）。もちろん、その反対の極は、当初の工事計画の続行であり、潮受け堤防の水門を開けることの拒否である。現実には、この間で様々な提案がなされ、力関係に応じた妥協がなされるのかもしれないが、そこには、明らかに価値をめぐる争いが存在する。争いを鎮めるためには、これまでの工事とありうべき今後の工事―復元の場合も、現時点では堤防の補強工事なしにはあり得ないとのことである―に関し、技術的問題も含め、環境全体の「設計」のための（諸価値の優先順位も含める）価値基準を可能な限り明瞭にし、かつそれを相互に共有することが求められるだろう。その合意は、これまでの政治的経緯から見ても容易ではないし、地方議会では、すでに手続き上、合意は成立しているという答えも返って来かねない。これは一介の哲学者にはいかんともし難い状況である。

しかし、それでも工事を原因として生じる諸価値の葛藤（工事そのものによる利得、防災効果による人命確保、干拓地での農業振興、漁業者の生活確保、失われたバードウォッチャーの楽しみなど）と租税で賄われる工事の公共性とからある道筋を見出すことができるのではないだろうか。現在、この工事の差し止めをめぐる訴訟が計四件起こされている。その中には、自然物の権利論をもとにするもの、公金支出に関する「費用対効果」を争う住民訴訟あるいはすでに権利を譲渡した「漁協」ではなく、「漁民」による漁業権の主張の観点からの訴訟などがあるという。これに関連して二点を指摘して終わりたい。一つは、「環境的公正」に関するものである。権利主張は、利害当事者それぞれの観点からなされ、工事を現に行い、続行することも、当然、（議会の承認を根拠とした合意に基づく）権利行使となるが、それが公共性を持つ限り、特定の受益者だけにより多くの利益が配分されることは、許されないという点である。絶滅した「ムツゴロウ」に法は、原告適格の判断を示さないだろうが、環境倫理学はかれらにもそれなりの「利害」があると考えうる可能性を提示する。まして利害の当事者が、地域住民である場合、一旦、決定され、始められた工事についても、見直しを求める権利がある。私の目には、一方では生活基盤を失われ、先祖代々営まれた家業を捨てざるをえない苦境に追い込まれ、止むに止まれず訴訟を起こす人の損失と、他方の土木工事により利益を受ける人々との差は余りに大きく、その差がしかも、租税により賄われる点については、不公平性が否定し難いと見える。これは環境的不公正の一例となるのではないだろうか。もう一つは「持続可能な開発」の規範から見た問題である。開発と保全の両立を掲げるリオ・サミット^{*7}で提唱された「持続可能な開発」の

^{*7}リオから京都を経てヨハネスブルグへの問題の変遷についての要約が、例えば、世界自然保護基金(WWF)の日本版機関誌2002年11月号にある。

理念は、今日、ますますその達成の困難が痛感されるが、「持続可能性」*8は、環境倫理学の根本規範として、地球全体主義や世代間倫理もその下に従え、最上位に位置しなくてはならない。もし干拓工事がこのまま続けられれば、この規範が犯される危険が大きいと私には思われる。そしてそれはカキの例が象徴するように、経済的な損得を超えて、文化や風土の破壊にまで及ぶ持続不可能な開発とすら見えるのである。

